

入院期間が 180 日を超える場合の費用について

一般病棟において、同じ症状による通算の入院が 180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15% は患者様の負担となります。当院では、入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

1 日につき 2,200 円 (税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象となりません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◎ 悪性新生物に対する腫瘍用薬を投与している又は放射線治療を実施している状態
- ◎ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方 など

上記の他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課までお尋ねください。

社会医療法人 孝仁会 札幌第一病院長